

令和8年 第83回定例会
坂井地区広域連合議会会議録

令和8年2月17日開会
令和8年2月17日閉会

坂井地区広域連合議会

令和8年 第83回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（令和8年2月17日）

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○地方自治法第121条により出席した者・・・・・・・・	3
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○広域連合長招集挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○一般質問（17番 畑野麻美子議員）・・・・・・・・	8
○ 〃 （5番 鍋嶋邦広議員）・・・・・・・・	15
○議案第1号から議案第9号の一括上程、提案理由の説明・・・・・・・・	28
○議案第1号から議案第9号の質疑、討論、採決	33
○閉議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	42
○広域連合長閉会挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・	42
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	43
○署名議員・・・・・・・・・・・・・・・・	43

第83回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和8年2月17日（火）
午後1時15分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第1号 令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第2号 令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第3号 令和8年度坂井地区広域連合一般会計予算
- 日程第 8 議案第4号 令和8年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第5号 令和8年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算
- 日程第 10 議案第6号 坂井地区広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第7号 さかいクリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第8号 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第9号 坂井地区広域連合広域計画の変更について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

1 番 中 嶋 瑞 希	2 番 佐 藤 岳 之	3 番 廣 瀬 陽 子
4 番 関 山 耕 人	5 番 鍋 嶋 邦 広	6 番 岡 部 恭 典
7 番 野 沢 裕 希	8 番 山 田 秀 樹	9 番 上 坂 健 司
11 番 松 本 朗	12 番 伊 藤 聖 一	13 番 見 澤 勇 三
14 番 川 畑 孝 治	15 番 永 井 純 一	16 番 北 浦 博 憲
17 番 畑 野 麻美子	18 番 北 島 登	

4 欠席議員（1名）

10 番 南 良 一

5 説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 禎 孝	副広域連合長 森 之 嗣
事務管理者 新 開 和 典	
事務局長 村 中 順 子	事務局次長 江 川 欣 男

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局補佐 伊 藤 昭 平	議会事務局書記 奥 出 宇 啓
議会事務局書記 小 嶋 俊 樹	議会事務局書記 長谷川 浩 幸

7 議事の経過

午後1時15分 開 議

第83回坂井地区広域連合議会定例会

(午後1時15分 開議)

○事務局補佐（伊藤昭平） 御起立願います。一統、礼。御着席願います。

〔一統起立・礼・着席〕

◇開会の宣告◇

○議長（川畑孝治） ただいまの出席議員は17名であります。10番、南良一議員から欠席の届出が出ております。定足数に達していますので、これより第83回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（川畑孝治） ここで広域連合長の招集挨拶を許します。

池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝） 本日ここに、第83回坂井地区広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平素は、広域連合の事業の推進にあたり、ご理解とご支援をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。

さて、本年度も残り2カ月を切り、議会の皆様に議決をいただき推進してまいりました介護保険事業、代官山斎苑・墓地事業、環境衛生事業など、各種施策の総仕上げと課題の整理に取り組んでいるところでございます。

2月初旬ごろまでは、雪が降る日が長く続き、また、依然として食料品を中心とした物価高の状況が続いておりますが、このような気象状況や社会における様々な変化は、市民の生活に大きく影響を及ぼしますので、直面する課題に対し確実に手立てを講じながら、今後の事業の推進に取り組んで参ります。

議員各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各課の所管事項について本年４月から１２月までの９カ月間における行政報告を申し上げます。

初めに、総務課所管からです。

さかいクリーンセンターでの受入状況でございますが、生し尿と、浄化槽汚泥等あわせまして、７，１２６キロリットル、前年度同期と比較しますと３．５パーセントの減少となっております。

また、肥料の配布量につきましては１，４３１袋となり、昨年度と比較し、１１５袋、７．４パーセントの減少となっております。

次に、代官山斎苑の利用状況でございますが、坂井市三国町で２１５件、あわら市で２５２件、そのほか含めて、４８７件となっております。

今後も、市民に対するサービスの質を落とさないよう、指定管理者への指導を徹底するとともに、代官山墓地の貸付けにつきましても、さらなる利用者の増加に向けて広報活動を積極的に取り組んでまいります。

なお、令和６年度に導入した担体プロセスについては、運転管理や維持管理の状況を、毎月モニタリングを行っており、適切に管理され、順調に稼働しております。

次に、広域連合の建物改修工事については、５月に契約を締結した外壁改修と防水工事が、１０月２９日に完了しました。今後も適切な施設管理を行い、建物の長寿命化に努めてまいります。

続いて、介護保険課所管について事業報告を申し上げます。

最初に、要介護認定業務についてですが、要支援も含めた要介護認定者数は、１２月末現在で６，２７８人、前年度同期比８人の増で推移しております。

また、介護認定審査会や障害審査会で使用する、ペーパーレス会議システムおよびタブレット端末を５５台整備しました。１０月よりそれぞれの審査会にて使用を開始し、審査事務のＤＸ化を図っております。

次に、保険給付の状況ですが、今年度１２月審査分までの給付実績は、８２億 ８，９６

3 万円で、前年度同期と比較しますと約 2 億 4, 4 0 0 万円、3. 0 パーセントの増となっております。

次に、介護給付適正化事業については、介護支援専門員を対象とした「スキルアップ研修会」を 3 回開催し、延べ 1 2 9 名の参加がありました。また、介護職員を対象に「介護事業所支援研修会」を開催し、1 0 名の参加がありました。

このほか、介護サービス事業所への運営指導を、4 2 事業所のうち 3 0 事業所に対して行っております。

今後も、必要なサービスが適正に提供できるよう、事業所の育成と支援を積極的に取り組んでまいります。

次に、介護人材確保・定着に向けた取り組みについては、「坂井地区外国人介護職員の集い」を実施し、8 名の外国人介護職員の参加がありました。

また、介護人材就業応援奨励金の交付状況は、「キャリアアップ奨励金」が 3 8 名、「就業奨励金」が 9 法人で 3 7 名、合計 7 5 名に対し支給決定をしております。

介護人材の担い手の確保に関しまして、各事業所は現在も非常に厳しい状況にありますので、課題解決に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、第 1 0 期介護保険事業計画の策定に向け、坂井地区に住む 6 5 歳以上の高齢者 2, 8 0 0 人を対象に、「日常生活圏域ニーズ調査」のアンケートを実施しました。現在、1, 9 5 4 件の回答があり回収率は 6 9. 8 パーセントとなっております。

また、要介護認定を受けている 1, 8 0 0 人を対象に、「在宅介護実態調査」のアンケートも実施しており、現在、9 3 5 件の回答があり回収率は 5 1. 9 パーセントとなっております。

今後は、これらのデータを分析し、第 1 0 期介護保険事業計画に反映をしていく予定です。

以上、行政報告とさせていただきます。

また、提出いたします議案は、令和 7 年度補正予算および令和 8 年度当初予算に関するもの 5 議案、条例の改正に関するもの 3 議案、坂井地区広域連合広域計画の変更に関

するものが1議案、合計9議案の審議をお願いするものでございます。

各議案の内容、提案の趣旨につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議の上、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

◇開議の宣告◇

○議長（川畑孝治） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のとおりであります。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（川畑孝治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番 鍋嶋邦広議員、6番 岡部恭典議員を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（川畑孝治） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇諸般の報告◇

○議長（川畑孝治） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、議長から出席を求めた者を報告いたします。
池田広域連合長、森副広域連合長、新開事務管理者、村中事務局長、江川事務局次長、以上であります。次に、事務局補佐にその他の報告をさせます。議会事務局補佐。

○事務局補佐（伊藤昭平） 報告いたします。本定例会に広域連合長より提出されました案件は議案 9 件でございます。以上、報告を終わります。

◇一般質問◇

○議長（川畑孝治） 日程第 4、これより一般質問を行います。一般質問の時間は質問者の質問及び理事者側の答弁の時間を併せ 30 分間です。また、終了 5 分前になりましたらベルを鳴らします。それでは、通告順に従い、17 番、畑野麻美子議員の一般質問を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17 番、畑野麻美子議員。

○17 番（畑野麻美子） 17 番、畑野麻美子です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。居宅サービス利用者負担の軽減について、低所得者の負担を軽くするという制度の取りこぼしを防ぐため、本人非課税を救済する仕組みが必要ということで一般質問いたします。

居宅サービス利用者負担軽減は、介護が必要な方が経済的理由でサービス利用を控えることのないよう、低所得者の方の負担を軽くする重要な制度です。皆さんもご存じかと思いますが、このような、広域連合の介護保険の利用の手引きというものがあります。この手引きでは、対象要件として、1 世帯全員が市民税非課税、2 収入基準、3 預貯金基準、4 活用できる資産がない、5 負担能力のある親族に扶養されていない、6 介護保険料の滞納がない、の 6 つをすべて満たす人が対象となるサービスを利用した場合、利用者負担、1 割負担分が 50 パーセント軽減されます。この制度が必要な方に十分届いているか、また、取りこぼしがないかを実態把握する必要があります。

本人非課税で年金収入も多くない場合でも、同居家族の課税により、要件 1 世帯全員

非課税を満たさず、対象外となる可能性があります。同居していても、家計が一体とは限らず、また支援が受けられない家庭事情もあり得ます。こうした場合、サービス利用控えにつながりかねません。このようなケースも含め、制度の目的との整合性が求められます。この件について答弁を求めます。

1、介護認定を受けている人数と、その内、全員非課税世帯と本人非課税の人数はどのくらいでしょうか。2、制度の取りこぼしを防ぐために、例えば、本人非課税で扶養実態がなく、収入、預貯金、資産、滞納なしなどの条件を満たす場合に限った例外枠により、本人非課税を救済する仕組みが必要です。以上、一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 新開事務管理者。

○事務管理者（新開和典）畑野議員の居宅サービス利用者負担の軽減についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、1点目の介護認定を受けている人数と、その内、全員非課税世帯と、本人非課税の人数についてでございます。令和7年12月末現在で介護認定を受けておられる人数は6,278人でございます。その内、世帯全員が非課税者である人数は、2,367人、そして本人のみ非課税者である人数は2,280人でございます。

次に、2点目の制度の取りこぼしを防ぐために本人非課税を救済する仕組みが必要とご質問でございます。この居宅サービス利用者負担額の軽減制度は、介護保険法に規定する居宅サービスを利用する方で、生活に困窮している方に対し、利用者負担額の一部を軽減するものでございまして、広域連合の単独事業として平成22年度より実施しております。この制度の対象者は居宅サービスを利用する本人が生活に困窮していることのほか、世帯員全員が住民税非課税者であることや、別居していても負担能力がある親族などの扶養とされていないことなどを条件としております。

このように、介護保険制度におけるあらゆる低所得者に対する支援制度は、公平性を

確保しつつ、真に生活に困窮しておられる方への支援を行うこととしております。しかしながら議員ご指摘のとおり、住民基本台帳上で同一世帯となっていましても、実態はその家族が別居している場合や、家計を完全に分離している場合、扶養家族が家庭の事情などの特別な理由により支援を行うことができない場合もございます。このような場合は、本人や家族などに生活状況などを確認しながら実態を把握し、この制度の適否の判断を柔軟に行っておりますので、例外的な枠組みの規定を設けることは考えておりません。

なお、軽減の申請は家族からが多く、広域連合が作成する、先ほどご提示のありました介護保険の利用の手引きのパンフレットを見て申請に至る場合や、地域包括支援センターにおける相談がきっかけとなる場合のほか、成年後見人や保佐人が申請手続きを行うなど様々でございます。

引き続き、市民の皆様が安心して介護サービスを利用でき、サービス利用控えや取りこぼしにつながらないよう、市民や関係機関に周知をするとともに、公平性を確保しながら適切に事務手続きを行ってまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員

○17番（畑野麻美子） この制度は、平成22年度より単独事業でやっているということですがけれども、平成22年度のときに私、一般質問しました。それはどういう経緯からかといいますと、福井市から坂井市に変わってきた高齢者の方に付いていたケアマネジャーが福井市の方で、どうして坂井市にはこれがないんですかというふうに言われました。それと、1人の高齢者の男性の方から、ぜひともやってほしいという声があったので、質問をしましたところ、当時の広域連合長さんが即座にやりますと言ってくださったので、ちょっとびっくりしましたけれども、たいへん嬉しかったです。その旨をそのケアマネジャーとか当事者の男性の方に伝えましたら、「畑野さん、せっかくやってくれ

たけれどもあかんわ」って怒られたんですよ。私もやっとできたと思ったのにこんなに怒られると思わなかったんですけど、その方が手引きを見て「非課税世帯となっている。僕は非課税だけど、息子と2人暮らしで、息子も非正規でそんなにお給料も高くないし、自分の生活でいっぱいなのに、これはおかしいんじゃないか」って。いつも何かといえば非課税世帯っていうふうにすごく怒られて、私はせっかくこれできたのにお伝えしたんですけど、ちょっと私の方も寂しい思いをしたんです。でもその時は、これはもうどうにもならないかなと思いながらいましたら、やはりその後も、何でもかんでも非課税世帯となっているっていうんですよ。やはりこのところをしっかりとつかまないといけないなというふうに思って、今回質問をいたしました。それで、1番目の質問ですけれども、介護認定を受けている人数は6,278人。世帯全員が非課税である人数が2,367人。本人のみの非課税者である人数は2,280人ということですが、その中でこの制度を利用されている人数はどのくらいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） ただいまの質問にお答えいたします。人数につきましては、過去3年間の利用人数の実績を申し上げますと、令和4年度は実人数で52人。令和5年度が41人、令和6年度が61人で推移しております。また本年度に入りましても、12月末現在で41人の利用がございます。金額の平均としましては167万円ほど毎年支給をしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員

○17番（畑野麻美子） 年度ごとにみますと大変少ないですね。介護認定を受けている、そして非課税世帯の中でも大変少ないっていうのは、これは周知されているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） 制度の周知は、この制度を利用していただくためには一番重要なことだと考えております。先ほどご答弁にありましたとおり、申請に至る経緯といたしましては、広域連合が作成するパンフレット等をご覧になって申請に至るケースや、地域包括支援センターでの相談によりまして申請に至るケースなどがございます。その他、構成市の高齢福祉担当の窓口で相談があつて制度を周知していただくとか、また構成市それぞれに総合的、重層的な支援体制整備事業に伴う総合相談窓口が開設されておりまして、この介護保険制度も含めた相談を行っていただいているところでございます。この周知につきましては、制度を利活用するためには一番の窓口となるところでございますので、広域連合といたしましても、あらゆる手段で利用者に適切なサービスが届くよう、誰1人取り残さない施策を進めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員

○17番（畑野麻美子） 以前、この質問をしたことがあるんですけども、そのときは全ての事業所に通知をしているということでした。介護職の人、それからケアマネジャーはもちろん全ての人が知っていて、1人1人の対応のときに「この制度がありますよ」ということをちゃんと伝えているということがあったので、まずは一番にそれが大事なかなと思うので、ぜひ周知をしっかりといただきたいなというふうに思います。

そして、先ほどサービス利用控えや取りこぼしにつながらないようという答弁いただきました。このサービス利用控えは、これを見ただけで、もう駄目だ、うちは使えないわと思うと、もう声も出せませんし、ケアマネジャーにしても介護職の人にしても、このうちは駄目なんじゃないっていうふうに答えてしまう。そうすると本当に取りこぼしになってしまうので、そのこのところ、この取りこぼしにつながらないような具体的な取り組み、きめ細やかな取り組みとしてはどういうふうなことを心がけていらっしゃるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） 先ほど、取りこぼしがないような取り組みをご説明させていただきましたけれども、その他に工夫していること、確認していることにつきましては、認定の有効期間が7月末で切れますので毎年申請をしていただく必要がございます。この際、申請があった方につきまして、翌年度に申請がされているかどうかを突合させていただいております。もし突合の結果、翌年に申請がなければその状況を把握するように努めておりますけれども、ほとんどの翌年申請にならない方は、その多くはお亡くなりになっている方ということで、そういった状況で申請に至らなかったというケースが多くございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員

○17番（畑野麻美子）それは非課税世帯の場合ですよね、申請するのは。非課税世帯なくて、本人非課税の場合でも、そういうことを伝え、相談が受けられることも大事ですし、介護職やケアマネジャーがこのおうちは大丈夫だろうかって、どうみても高齢者と

若い人1人、2人暮らしとか、いろんな状況があると思うんですよ。そういうときに、そこを何か、具体的な方法で助けられるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） ただいまのご質問ですけれども、今日本で目指しているのは、地域共生社会の構築を目指しております。これは近年、非常に家族、世帯の繋がりが薄くなった状況が進んでおりますので、身近な関係の再構築を目指そうというのが地域共生社会の考え方でございます。議員がおっしゃるとおり、一番身近にいるご近所の方やご家族を含めまして、そういった一番身近にいる方が、地域のことを思い、そういった生活の異変に気づいていただくというのがまず第一歩だと思っております。その中で、民生委員とか福祉委員といった方、また区長も含めまして、そういった方々が一番身近な方として相談に乗っていただき、その情報を行政側に伝えていただくというようなことも、実際行われております。こういったことで、行政から目が届かないところに対しましても、いろんな機関、民生委員等を含めました地域ボランティアの方の力をお借りしながら、状況把握に努めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員

○17番（畑野麻美子） 例外的な枠組みの規定は設けないけれども、きめ細やかな取り組みをしながら救っていくことができるということを今話されたと思いますので、民生委員、福祉委員さんのところにも、こういうのがあるので本当に困っているときは相談に乗りますよということを発信してほしいなと思いますし、私達が高齢者の方から相談されたときは、ここでそれなりにきちんと適切な事務手続きを行っていくと言われたの

で、やっていただけるということを、確認させていただきたいんですけども。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） 行政手続きの中で、税情報とか住民基本台帳上で審査をする場合が多くございます。先ほどご答弁させていただきましたが、住基上で、例えば世帯の状況につきましても、そのとおりとなっていないこともございますし、生活の状況についても、同じ家族であってもいろんな特殊な事情があるという状況も多くございます。そういった状況につきましては、やはりご家族やご本人の状況をよくお聞きしながら、制度の適否を判断してまいりたいと考えておりますので、公平公正な判断をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員

○17番（畑野麻美子） ぜひ、公平公正と言われましたので、この制度の枠を外れたところでも、しっかりと取りこぼしがないようにやっていていただきたいということをお伝えしまして、一般質問を終わります。

○議長（川畑孝治） 以上で畑野麻美子議員の一般質問を終了いたします。

次に5番、鍋嶋邦広議員の質問を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○5番（鍋嶋邦広） 皆さんお疲れ様です。 それでは私から議席番号5番鍋嶋邦広ですが、通告に従い一般質問をいたします。 今回の私の一般質問のテーマは、ケアマネ

ジャーの処遇改善とシャドーワーク、利用者からのセクハラ・パワハラの実態についてであります。

ちょうど私がこの一般質問を広域連合さんの方に出させていただいたタイミングで、日経新聞の２月１２日の記事で大きく取り上げられていまして、ケアマネジャー陰の仕事を重ね、担い手不足、受験者も減っているという記事でございました。

また採用が困難になっている要因として、賃金や処遇の低さに関する指摘などとともにですね、業務範囲が曖昧で、また仕事量が多いといった不満が目立ってきていると専門家の最後のコメントにはですね利用者が介護の相談と日常生活の相談を混同していることが多く、本来業務の内容が十分に理解されてないという指摘がありました。また、ケアマネジャーの役割を周知するとともに、待遇改善によって離職を防ぐ取り組みが欠かせないというような結びになっております。このようなことからですね、いわゆる介護職員の賃金は改善してきたとはいうものの、依然として他の産業との差は大きく、人材不足は厳しい状況であります。特にケアマネジャーは処遇改善加算の制度上対象外でもあり、各事業所の経営努力と工夫に頼らざるを得ないのが現状で、いわゆる現場任せとなっていると思われます。また、シャドーワークによるサービス残業や賃金が支払われない無報酬の業務の増大、さらには利用者からの様々なハラスメントの事例もあると聞きますが、これらの実態把握や解決に向けた取り組みはどのようになっているか、以下２点お伺いいたします。１点目が、ケアマネジャーの処遇改善について、広域連合として今後どのように取り組んでいくのか所見を伺いたしたいと思います。２点目が、シャドーワーク、各ハラスメントの現状把握や、その解決策や相談窓口の設置などはどのようにされているのかを伺いたしたいと思います。以上よろしくお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） 鍋嶋議員のケアマネジャーの処遇改善とシャドーワーク、利用者からのセクハラ・パワハラの実態についてのご質問にお答えします。

最初に１点目のケアマネジャーの処遇改善について、今後どのように取り組んでいくのかとのご質問についてお答えします。

まず、ケアマネジャーの処遇改善については、近年、介護分野における人材不足は全国的な課題であり、その中でも、ケアマネジャーは利用者の生活を支える要となる専門職として、ますます重要性が高まっています。しかしながら、これまで居宅介護支援は、処遇改善加算の対象外であり、処遇面での課題が指摘されてきました。

このような状況を踏まえ、国では、人材流出を防ぐ緊急的な措置として、今年度に介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業を実施することを決定いたしました。その内容は、令和７年１２月から令和８年６月の報酬額に対し補助金を交付することとし、ケアマネジャーもこの処遇改善の対象となっております。

また、令和９年の介護報酬改定を待たずに令和８年度に介護報酬改定を行うことも決定し、ケアマネジャーも新たに所定単位数の２．１パーセントを加算する仕組みも示され、令和８年９月１日に施行となる予定です。

このように、国の制度として、ケアマネジャーの処遇改善が位置づけられたことは、専門職の確保、定着に向けた大きな一歩としてであると認識しております。

広域連合としましても、介護事業所職員を対象とした集団指導を３月２７日に開催する予定で、その中で、国の制度の改正内容をしっかりと周知する他、ケアマネジャーに対しても引き続きケアマネジメントに関する研修会を開催し、資質向上に向けた支援なども行ってまいりたいと考えております。

次に、２点目のシャドーワーク、ハラスメントの現状把握とその解決策や相談窓口の設置などはされているのかとのご質問にお答えいたします。

シャドーワークとは、通常の勤務時間外に行われる無償の業務を指します。近年の複雑で多様化した世帯の増加や、利用者や家族からの幅広い相談や依頼に対しまして、ケアマネジャーが対応していかなければならない状況であり、負担増加の一因となって

いることと承知しております。

これを解消するためには、事業内容の見直しや効率化が不可欠であり、労働時間の適切な管理、業務の外部委託の活用、さらにはＩＣＴ導入による事務負担の軽減など働きやすい環境整備が求められています。

国においては、これらのケアマネジャーの業務のあり方に関する課題に対し、他の産業に見劣りしない処遇の確保やケアマネジャーの資格取得の要件の見直しなどの検討を行っているところです。

広域連合におきましても、専門性を生かしたケアマネジメント業務に力を注いでいただけるよう、ケアプランデータ連携システムの活用を促進しており、現在、システム導入により、どれくらいの効率化が図られたのか検証しているところです。今後、この結果を各事業所にフィードバックし、さらに業務効率化の支援を努めてまいります。

次に、利用者からのセクハラやパワハラに関する実態については、極めて深刻な問題であると受け止めております。こうした行為は、職員の心身に大きな負担を与え、離職に繋がる要因もなり得ます。

各介護事業所におけるセクハラやパワハラの防止対策に関しましては、国が定める人員および運営に関する基準の中で、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含め相談窓口の設置など、雇用管理上の措置を講じなければならないとしております。

そのような中、介護現場では特に利用者や家族からのカスタマーハラスメント対策が求められていることから介護保険事業所ネットワークさかいでは、１１月に県社会福祉協議会より講師を招いてカスハラの初期対応について、研修会を開催しております。

また、介護事業所以外の相談窓口として、広域連合やあわら市、坂井市では、利用者や家族からの苦情や相談も受けておりますが、そこでも介護職員からの相談も受け付けております。これまで家族からの過剰要求などの対応に苦慮しているとの相談もございましたが、今後も介護現場で働く方々が安心して職務に専念できるよう引き続きベストな助言を行ってまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5番、鍋嶋邦広議員。

○5番（鍋嶋邦広） 5番、鍋嶋です。いくつか再質問させていただきます。まず、処遇改善のところですが、やっと国もですね、一步前に進んできた、進め出したという感じはしますが、これ大体額にするとどれぐらい増えるのかっていうのは何か試算はありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） この度の介護報酬改定によりまして、国の方では、プラスの金額が最大ですね、1.9万円の賃上げを実現する措置として本年度実施をすることとなりました。またこの他に、介護分野の職員賃上げ、職場環境改善事業の実施ということで、令和8年度を待たず、居宅介護支援事業所15パーセントを賃金に跳ね返す措置をするということに決定しまして、その手続きが今始まろうとしているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5番、鍋嶋邦広議員。

○5番（鍋嶋邦広） ご回答ありがとうございます。2万円近くぐらいということで、まずまずの回答というかですね賃上げかなと思います。次の質問ですが、先ほどのご答弁の中でシャドーワークについてのところですねケアプランデータ連携システムの活用を促進していくというようなご回答がありましたが、これは具体的にどういうシステム

为什么呢。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） データ連携システムといいますのは、今、全国国保連がですね、開発しましたデータシステムでありまして、これを全国に進め導入しようと進めているところであります。広域連合といたしましても、本年度この介護事業所に対しまして、この介護データ連携システムを導入していただきまして、ライセンス料が年間 2 万 1000 円ほどかかるんですけれどもシステムを導入し、ケアマネジャーが行う事務負担を軽減するという意味で普及を進めているところでございます。ケアマネジャーの方ではですね、主な仕事の目的はモニタリング等のケアプランの作成これが主な仕事の割合でございますけれども、その他事務的な仕事としまして、請求書の請求事務や、そういった書類の作成、この事務が結構大きな負担となっているところであります。これは紙ベースで行うことなく、データで行政側とやり取りできることとなりますので、普及を進めているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5 番、鍋嶋邦広議員。

○5 番（鍋嶋邦広） 事業所さんは大体今何割ぐらいがこのシステムに導入されるというような計画でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 介護サービス事業所としましては、55の事業所が参画していただいております。色々なアンケート調査とか、実際のタイムトライアルといった協力をお願いしております。また、居宅介護支援事業所、ケアマネジャーが在籍する居宅介護支援事業所につきましても、こういった効果を実感できるようこの事業に参画いただきまして、データとして、自分の事務時間が短縮できるかということを数値化して、坂井地区のサービス事業所と居宅介護支援事業所にお示ししたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5番、鍋嶋邦広議員。

○5番（鍋嶋邦広） ただいま55事業所ということですが、これは大体ICTのテクノロジーはやっぱり事業所にちょっと差があるかなと思っているんですけどこれ大体何割ぐらいになるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

事務局次長（江川欣男） 坂井地区での事業所数といいますのが訪問介護からいろいろ施設系を含めましておよそ171事業所ございます。やはり議員おっしゃったとおり、介護ロボットとかですね、そういったものの普及につきましてはやはり特別養護老人ホームなどの施設系が特に進んでおりまして、在宅系のサービスにつきましては、やはりシステム、またタブレット端末の普及を、まず、最初に取り組んでいるところがございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5番、鍋嶋邦広議員

○5 番（鍋嶋邦広） ありがとうございます。次の質問ですが、ハラスメントに関する質問になりますが先ほどのご答弁の中で、利用者やその家族から受けることもあるというふうなことで、その実態ですね、ここ1年ぐらいの発生事案とか、件数とかってというのは何か把握されてますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） 広域連合では利用者からの苦情相談窓口として窓口を開けておりますけれども、中には施設側の職員からおっしゃったように家族からの過剰なサービスの要求とかトラブルのご相談もあります。全体約年間80件ほど利用者からの相談がある中、事業所からの相談につきましては、わずか1件2件ぐらいの割合です。しかしながら全国調査をした結果がありまして、介護労働実態調査ということで、労働組合がですね、実態調査をしたわけなんですけども、令和6年の調査の結果、訪問介護とかケアマネジャーが訪問するときにハラスメントを受けたという回答した割合がですね、27.2パーセントだったわけです。回答ベースとしましては6,200ほどの回答があったということでもありますけども、およそ27パーセントがハラスメントの経験があるということで、その内容といたしましては、やはり身体への接触それと卑劣な言葉、ケアマネジャーや訪問ヘルパーに対する一方的排除や暴力がふくまれています。こういったことがハラスメントの内容となっているようです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5 番、鍋嶋邦広議員

○5 番（鍋嶋邦広） 詳しいご説明ありがとうございます。私の二つ目の質問でもですね、ハラスメントの現状把握と解決策相談窓口の設置などというような質問させてもら

いましたけど、今ちょうど県もですね例のセクハラ問題からですね、第三者による外部の専門窓口、相談窓口を設置するような動きもあるようなので、そういった意味ですね、広域連合としてもですね、いわゆる専門の第三者の外部相談窓口を設置することを検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） 先ほど、事業所の義務としての相談窓口の体制整備ということでご答弁させていただきましたが、やはりこのような状況の中、実態を把握に努めまして、またそういった状況を把握した上で県や国に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5番、鍋嶋邦広議員

○5番（鍋嶋邦広） ぜひともよろしくお願いいたします。いくつかまだ時間がありますのでケアマネジャーの処遇改善という観点からいくつか再質問させていただきたいと思うんですが、現在の構成市の中のケアマネジャーの人数は何人であるか、また対人口比での人員確保の状況はどのようなになっているかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

事務局次長（江川欣男） 坂井地区内のケアマネジャーの人数は令和6年10月1日現在の調査では128人いらっしゃいます。高齢者人口に対する割合を求めますと27

5人に対してケアマネジャーの数が1人というような数になります。また県全体で申し上げますと、ケアマネジャーの人数が1,130人いらっしゃいますので、県全体の高齢者人口に対しまして205人に対して、ケアマネジャーが1人こういった数値となります。坂井地区におきましては県全域と比較すると若干ケアマネジャー1人当たりの人数で割り返しますと、少し坂井地区の方が多いというような状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5番、鍋嶋邦広議員

○5番（鍋嶋邦広） 午前中の質疑の中でもですね割と県内でも坂井地区はまあまあいる方というか、潤沢な方というようなことがありましたけど、その理由ってどういふところにあるんでしょうかまた全国と比較して多いというような数字もあるということではよろしいんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

事務局次長（江川欣男） 坂井地区のケアマネジャーの年齢構成状況を見ますと、やはり介護職員の人材不足が喫緊の課題という中で、30代から60代幅広くケアマネジャーの方がいらっしゃるというような状況であります。しかしながら50代60代を拾ってみますとやっぱり60パーセントを超える高い比率となるわけです。しかしながら県全域で申し上げますと、やはり先ほど申し上げましたが、7割以上の事業所が、ケアマネジャーの人数的には適当また多いというようなアンケート調査の回答もあることから、福井県内、坂井地区も含めまして、今のところはケアマネジャーの確保はなされているものと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5 番、鍋嶋邦広議員

○5 番（鍋嶋邦広） 次の質問ですが、この構成市内のですね、ケアマネジャーの、もしわかれば平均年収はどれぐらいなのでしょう。また他の業種や全国平均の全国のケアマネジャーの平均等と比べてどの程度なのか教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

事務局次長（江川欣男） ケアマネジャーの平均年収とのご質問でございますけれども、月収で申し上げますと、これも令和6年度の介護従事者の状況調査によるものなんですけれども常勤職員、正職員ですね、正職員の1ヶ月の給料が平均ですけれども29万340円ということでございます。これにつきましては、同じ介護職員である看護職員の29万590円に対しましては、ケアマネジャーの250円ほどの差がありますけれども、他の事務員と比べますとケアマネジャーの給料は4万1,930円ほどケアマネジャーの方が高いと、そういった平均的な賃金の結果が出ております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5 番、鍋嶋邦広議員

○5 番（鍋嶋邦広） ありがとうございます。次の質問ですが、今、ケアマネジャーが実質ですね、1人何人ぐらいを管理されているのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

事務局次長（江川欣男） 坂井地区におきますケアマネジャー 1 人が担当している人数でございますけれども、広域連合が調査した結果 1 人当たり 3 1 人という人数となります。昨年、ケアマネジャーの 1 人当たりのお取り扱い件数が 3 5 人から 4 4 人に拡大されたということの法改正がありましたけれども、坂井地区としては平均的には 1 人当たり 3 1 人という状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5 番、鍋嶋邦広議員

○5 番（鍋嶋邦広） ありがとうございます。続いての質問ですが先ほどの日経新聞にはですね、担い手不足であるとか受験者も減っているというような記事が出ておりましたが構成市内のケアマネジャーの応募状況、採用状況はどのようになっているか、また、今後の見通しについてもあわせてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

事務局次長（江川欣男） ケアマネジャーの採用状況についてですけれども、実態調査の結果によるものなんですけれども、坂井地区でのケアマネジャーの 1 年間の採用人数が 1 年間で 7 人でございます。その内訳といたしましては、正規職員が 5 人、非正規職員が 2 人、合計 7 人という数が 1 年間で採用された形です。しかしながら、7 人の採用に対しまして、離職者が 8 人、正規 5 人、非正規 3 人という形で離職者が 1 人上回っている状況ということでございますから、やはり新採用、離職とそういったことを見ますと、やはり離職者の方が多いという状況にございます。福井県全体といたしましては、介護ケアマネジャーの雇用数の方が離職者よりも上回っているという状況にありますので、この辺

は坂井地の今後の実態調査の経過を注視してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5番、鍋嶋邦広議員

○5番（鍋嶋邦広） ちょっとね、潤沢かと思っていたらやっぱり離職がね、多いということちょっと心配かと。これも日経新聞のこの記事を書かれるとやっぱりシャドールワークに追われてですね、やっぱり思っていたのと実態が違うというようなところでなかなか何か元のいわゆる看護職とかそちらに戻るようなお話も聞こえてきますので、その辺のですね、やっぱり抜本的な、現実には課題が見えているわけでしょうから、そこに対してですね、いわゆるシャドールワークを誰にお願いするかどうかその辺の区別ですかね、棲み分けができればいいかなと思うんですけどその辺は何かこう、難しいんでしょうけどか、解決策になるようなアイデアとか今後の取り組みって何かありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

事務局次長（江川欣男） 議員ご指摘のとおり、ケアマネジャーの仕事の多様化というのは、やはり利用者側の世帯の多様化、課題の多さというのも業務の増加に繋がっております。おっしゃるとおり、先ほどモニタリングとかケアマネジャーのプランの作成、これは法定業務として位置づけられている他、シャドールワークとしましては、郵便物の受け渡しとかゴミ出しとか、入退院の付き添い、また預貯金の引き出し、こういった業務をシャドールワークとしての位置づけの中、行われている実態があります。連合といたしましては、このシャドールワークの中にも、ケアマネジャーの方がするのではなく、地域の課題として捉えまして、地域の例えば地域ボランティアの方で解決できることについてはそ

の方の力を借りるということが必要だと考えております。広域連合といたしましても、この地域課題でどう取り組んでいけるのかは、議論を深めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 5番、鍋嶋邦広議員

○5番（鍋嶋邦広） 私もですね、広域連合の職務というか責務だけじゃなくてですね、地域と一体となって取り組むことなんだろうなと思ってまして、その辺をですね、もう少し、幅広にですね議論するような場を設けて業務の整理ですね、シャドークの整理と、誰にお願いするかというようなところのですね、今後、地域資源とか社会資源ですね、その辺をうまく組み合わせられるようなマッチングできるような仕組みをぜひみんなで考えていければいいかと思っています。ただ実態はですね、皆さんの方から出した方がいいと思いますのであとケアマネジャーさかいさんですかね、ここもいろんな情報収集されていると聞いていますので、今後ですね、一体となってこのことに取り組んでいただければと思います。そういう期待とですね、要望を込めて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川畑孝治） 以上をもって一般質問をすべて終了いたしました。

◇議案第1号から議案第9号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（川畑孝治） 審議の都合上、日程第5、議案第1号「令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）」から日程第13、議案第9号「坂井地区広域連合広域計画の変更について」まで議案9件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第1号から日程第13、議案第9号までの議案9件を一括議題といたします。

理事者から提案理由及び議案内容の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 池田広域連合長

○広域連合長（池田禎孝） ただいま上程されました議案第1号「令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第2号)」から、議案第9号「坂井地区広域連合広域計画の変更について」までの9議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号「令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出ともに、それぞれ473万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億2,633万4千円とするものです。

補正の内容につきましては、衛生費で、し尿処理費委託料の増額でございます。

次に、議案第2号「令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ2,819万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を119億6,783万3千円とするものです。

補正の内容につきましては、総務費で、県人事委員会の勧告に伴う人件費、介護保険システム改修業務委託料、介護人材確保・充実奨励金事業補助金の増額、また、保険給付費では、施設介護サービス給付費の増額、地域支援事業費では、第1号訪問・通所事業の増額となっております。

次に、議案第3号「令和8年度坂井地区広域連合一般会計予算」についてご説明申し

上げます。

本予算は議会費のほか、庁舎管理費、情報管理費、代官山斎苑管理費、さかいクリーンセンター管理費など、当広域連合の運営に関する経費でございます。

次に、議案第4号「令和8年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本予算は、第9期介護保険事業計画に基づき提供する各サービスの保険給付費、賦課徴収費、介護認定審査会経費など、介護保険事業に係る経費でございます。

次に、議案第5号「令和8年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算」につきましては、指定管理者委託料が主なものでございます。

なお、各会計の当初予算の内容については、事務局長より、後ほどご説明申し上げます。

次に、議案第6号「坂井地区広域連合議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分について、予定価格の基準を構成市に合わせ、700万円以上から2,000万円以上とするものです。

次に、議案第7号「さかいクリーンセンターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、担体システム導入による処理工程の変更により、し尿と浄化槽汚泥の投入量の記載が不要となり、それに係る手続きと様式を削除するものです。

次に、議案第8号「坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度税制改正による介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第9号「坂井地区広域連合広域計画の変更」についてご説明申し上げます。

本案は、さかいクリーンセンターの委託形態および計画期間の変更に伴い、広域計画の変更について議決を求めるものです。

以上、議案第1号から議案第9号までの提案理由とさせていただきますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） それでは、私から、議案第3号から議案第5号まで、その概要について、ご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。議案第3号「令和8年度坂井地区広域連合一般会計予算」について、予算の総額は、歳入・歳出ともに7億1,699万4千円とするものです。21ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。第1款、分担金及び負担金は、構成市負担金で、3億4,239万1千円、第2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料、廃棄物処理施設使用料で1,943万5千円、第3款、国庫支出金は、低所得者保険料軽減負担金、重層的支援体制整備事業交付金等で1億5,756万6千円、第4款、県支出金は、7,878万1千円、第5款、財産収入では、メガソーラー敷地貸付料等で270万3千円、第6款、繰入金は、基金からの繰入金と介護保険特別会計からの繰入金で1億1,519万5千円、第7款、繰越金1千円、第8款、諸収入92万2千円となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。28ページをご覧ください。第1款、議会費は、54万5千円、第2款、総務費は、総務課職員5人分の人件費ほか、広域連合運営に係る経費など7,633万5千円です。次に、32、33ページをご覧ください。第3款、民生費は、障害支援区分認定審査会に係る経費と低所得者軽減負担金にかかる介護保険特別会計への繰出金、地域支援事業のうち重層的支援体制整備事業にかかる委託料で、4億2,419万3千円です。次に、第4款、衛生費は、代官山斎苑指定管理者委託料、さかいクリーンセンター維持管理・運営委託料など、2億1,361万9千円です。次に、36ページをご覧ください。第5款、基金積立金は、霊柩車購入基金積立金

など180万2千円、第6款、予備費は50万円を計上しております。次に、37ページからは、給与費明細書となっております。41ページは、さかいクリーンセンター包括管理運営業務及び代官山斎苑管理・運営業務に係る債務負担行為に関する調書となっております。

次に、42ページをご覧ください。議案第4号「令和8年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算」について、予算総額は、歳入・歳出ともに119億6775万2千円とするものです。47ページをご覧ください。歳入について申し上げます。第1款、保険料は、第1号被保険者の保険料で、27億8,305万円、第2款、分担金及び負担金は、構成市負担金で17億545万円、第3款、使用料及び手数料、20万円、第4款、国庫支出金、24億7,739万1千円、第5款、支払基金交付金31億2,205万1千円、第6款、県支出金16億9,517万2千円、第7款、財産収入2千円、第8款、寄附金1千円、第9款、繰入金は、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金等1億8,003万6千円、第10款、繰越金1千円、第11款、諸収入439万8千円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。54ページからをご覧ください。第1款、総務費は、介護保険課職員19人分の人件費ほか、保険料賦課徴収に係る経費、介護認定調査に係る経費など、介護保険事業に係る経費として3億2,765万3千円、次に、60ページからは、第2款、保険給付費で、第9期介護保険事業計画に基づく各種サービス給付費で、111億9,038万3千円、65、66ページをご覧ください。第4款、地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業等で、3億3,607万8千円となっております。67ページ、第5款、基金積立金、2千円、第6款、諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金や重層的支援体制整備事業にかかる一般会計への繰出金等で1億1,213万6千円、第8款、予備費150万円を計上しております。68ページからは、給与費明細書となっております。

次に、72ページ、をご覧ください。議案第5号「令和8年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算」について、予算総額は、歳入・歳出ともに239万1千円とするもの

です。78、79ページをご覧ください。歳入は、第1款、使用料及び手数料は、墓地使用料209万8千円、第2款、財産収入は、基金利子2千円、第3款、繰入金、28万9千円、第4款、繰越金、1千円、第5款 諸収入、2千円を計上しております。

歳出は、第1款、墓地事業費として、指定管理者委託料等239万円、第2款、諸支出金は、代官山墓地基金への積立金1千円を計上しております。

次に、80ページをご覧ください。代官山墓地管理・運営業務に係る債務負担行為に関する調書です。

以上、議案第3号から議案第5号までの概要説明とさせていただきます。

○議長（川畑孝治） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

○議長（川畑孝治） ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時35分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

（午後2時20分 休憩）

（午後2時33分 再開）

○議長（川畑孝治） 休憩前に引き続き会議を行います。

◇議案第1号から議案第9号の質疑、討論、採決◇

○議長（川畑孝治） 次に、議案第1号「令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）」から議案第2号「令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」の議案2件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 討論なしと認めます。これより日程第5、議案第1号「令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第6、議案第2号「令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に議案第3号「令和8年度坂井地区広域連合一般会計予算」から、議案第5号「令和8年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算」までの議案3件について質疑を行います。

質疑はありますか。12番、伊藤聖一議員。

○12番（伊藤聖一） 議案第4号の介護保険特別会計について質問させていただきます。先ほど説明を受けたのですが、構成市の議会の委員会できろいろと共有したいと思い、教えていただきたいことがあります。先ほどもお聞きした保健福祉事業に関する委託料についてです。この財源は保険者機能強化推進交付金と、繰入金を使った財政調整

基金の事業だと思います。それぞれの構成市における国からの交付金の額は、あわら市が266万5千円、坂井市が761万4千円で、合計は1,027万9千円です。また、介護保険財政調整基金を使用するのですが、事業費はあわら市が1,007万7千円、坂井市が708万5千円と計上されています。構成市の議会の委員会では再三、この件についてお話しさせていただいていますが、保険者機能強化推進交付金は、市町村の負担なしに事業ができるため、構成市にとって非常に有利な交付金となっています。それを有効に活用した方が良いのではないかと、いつも議会でお話ししていますが、今回のこの事業をあわら市と坂井市それぞれに割り振る際、分配のルールのようなものは取り決められているのでしょうか。

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 保険者機能強化推進交付金に関するルールについては、坂井市とあわら市の実績を基にしており、インセンティブ交付金として交付される内容となっています。具体的には、あわら市や坂井市の取り組み内容が国に報告され、その取り組みの進展度合いが大きいほど、多くの交付金が支給される仕組みです。この制度は全国一律であり、国の財源が確保された上での前提となっています。そのため、国の方でシーリングを行った結果、特に推進が図られている取り組みに対して交付されるという内容になっています。

○議長（川畑孝治） 12番、伊藤聖一議員。

○12番（伊藤聖一） 申し訳ありませんが、少し聞き方が悪かったのかもしれません。国から分配される金額については、おっしゃるとおり以前から説明を受けております。その合計額は1,027万9千円で、この強化推進交付金が広域連合に対して、それぞれの構成市の合計として支給されることとなります。その後、構成市の事業費として委託

が行われる際に、あわら市や坂井市など、それぞれの市にどのように分配されるのか、そのルールについてお伺いしたいと思った次第です。

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 交付金の分配についてですが、委託料として正式に広域連合の予算に支出されるため、広域連合の予算の中で財源として取り扱われます。しかし、実績として全額を使い切れなかった場合には、翌年度に繰越され、あわら市および坂井市の余剰分として区分けされ、広域連合で管理されることになります。このような状況にありますので、広域連合から構成市へのこの財源の支払いという流れは存在しません。

○議長（川畑孝治） その他、質疑はありませんか。 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 介護保険特別会計についてですが、一昨年、国が訪問介護の報酬を引き下げたことが坂井地区内の事業所にどのような影響を与えているのか、どのような認識で把握されていますでしょうか。

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 令和6年度の介護報酬改定により、訪問介護に関して非常に厳しいという意見がございました。坂井地区の18の訪問介護事業所の経営状況について、情報公開制度のインターネットを利用して確認したところ、18事業所のうち4事業所が赤字であることがわかりました。やはり議員から以前から指摘があったように、経営規模が小さい訪問介護事業所は非常に厳しい経営状況にあることを承知しております。訪問介護全体としては赤字の状況ですが、訪問介護以外のサービスを提供している法人については、全体的には黒字だとの意見もございます。しかしながら、繰り返し申し

上げますが、特に規模が小さく、人材確保が困難な事業所ほど経営状況が苦しいことを十分に理解しております。引き続き経営状況の推移を見守りながら、広域連合として支援ができる方法を検討してまいりたいと考えています。

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 答弁のとおり、小規模な事業所は訪問介護を中心としているため、比重の高い事業所ほど直結した問題に直面しています。さらにこれが進むと、全国的に倒産が増える恐れがあります。昨年の倒産件数は過去最高でした。訪問介護事業所が存在しない自治体が非常に増えている状況で、現状は何とか持ちこたえているものの、その4事業所についても、そうした答弁がありました。まさに今、次長が言われたように支援を行わなければ、当事者が困ることになります。そしてそれは、ひいては市民全体が困ることになります。具体的には、私は報酬が下げられた分の差額を全体でカバーすること、広域連合を通じての支援というのも考えても良いのではと思っています。そのような検討はどのように行われているのでしょうか。

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） 広域連合としての支援に関するご質問についてですが、先ほどご説明したとおり、介護事業所の経営状況には人材確保を含め、他産業と比べて著しく低い賃金の実態がありました。これを受けて、令和9年度の介護報酬を待たずに、本年度は職場環境の改善に向けた特別な措置を講じた経緯があります。また、令和8年度には賃金改善を含めた報酬改定を実施するというふうに踏み切ったわけです。国の大きな報酬改定の動きがあるため、今のところは広域連合単独での金銭的支援は考えておりませんが、国の動きも踏まえながら、動向を把握していきたいと考えています。なお、第10期の介護保険事業計画については、来年度に向けて情報収集を進め、必要な事業量を

訪問介護事業所の事業量も含めて整備のバランスを見ながら計画を立てたいと思います。

そして、3年に1回、着実に良いPDCAサイクルを回していけるように進めていきますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（川畑孝治） その他、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 討論なしと認めます。これより日程第7、議案第3号「令和8年度坂井地区広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第8、議案第4号「令和8年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第9、議案第5号「令和8年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に、議案第6号「坂井地区広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について」と、議案第9号「坂井地区広域連合広域計画の変更について」の議案4件について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 第6号議案について、700万円から2,000万円以上にするという提案ですが、その必然性はどこにあるのでしょうか。これまでの実績として、そういったものがあつたのでしょうか。

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） 今までの実績はありません。

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 改正の動機は何ですか。

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） 改正理由にも示してございますが、現在700万円以上となっております。しかし、事業を行うにあたっては、2,000万円近くのものがあるため、その都度議決を求める形になってしまいます。このため、その簡略化について提案さ

せていただいております。

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） そもそも実績は今までにないのでしょうか。そして、700万円を2,000万円にする、その意味がわかりません。今まで議会で議決に付すような財産処分はなかったわけですから、仮に800万円や900万円の処分が必要だとするなら、今度はそれすらも議決をしなくてもよく、予算上で示せばいいということになります。そのままでほぼ問題がないのに、なぜ700万円をあえてこの時期に2,000万円に引き上げようとしているのか、疑問です。今後想定される何らかの財産処分があり、それを議決しなくてもよくするために2,000万円に引き上げたのではないかと考えられるのではないかと思います、そこをもう少しわかりやすく説明してほしいです。

○議長（川畑孝治） 村中事務局長。

○事務局長（村中順子） 今議員がおっしゃったようなことではなく、構成市の方、坂井市及びあわら市に合わせて、広域連合の方でも基準額を引き上げさせていただいたという経緯でございます。

○議長（川畑孝治） その他、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。11番、松本朗議員。

○11番（松本朗） 第6号の反対討論を行います。そもそも、その意味のない議案の上程なのです。今の質疑の中では、構成市がそういうふうになっているとおっしゃいましたが、そもそも広域連合で財産処分は、これまでにもなく、今後もあまりないのではないかと思います。あえて700万円から2000万円に引き上げる整合性といいますか、動機が見当たらないですし、私が指摘したようなこともありません。議会に付さないよ

うにしようという動機もないのです。むしろ、もちろんそれがあった場合はなお悪いのですが。立法趣旨というのがありますよね、条例を変えなければならない必然性があるからこそ、条例を改正するのです。それが無いのに、あえてこの議案を持ち出す必要全くないのではないかと考えます。

○議長（川畑孝治） その他、討論はありませんか。１２番、伊藤聖一議員。

○１２番（伊藤聖一） 反対があったので賛成ということで、広域連合の条例や規則などは、構成市、特に坂井市に準ずるという決まりがあります。そのため、坂井市が変えたのであれば、当然変えるべき理由になると思います。

○議長（川畑孝治） その他、討論はありませんか。討論なしと認めます。これより日程第１０、議案第６号「坂井地区広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立多数です。したがって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第１１、議案第７号「さかいクリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第12、議案第8号「坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川畑孝治） 次に日程第13、議案第9号「坂井地区広域連合広域計画の変更について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川畑孝治） 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（川畑孝治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（川畑孝治） ここで広域連合長の挨拶を許します。

○広域連合長（池田禎孝） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、慎重なご審議のうえ、令和7年度の補正予算をはじめ、提案いたしまし

た議案すべてをご承認いただき、感謝を申し上げます。

本会議を通じ論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合の運営に万全を期してまいります。

最後になりますが、暦の上で春とはいえ、まだまだ寒い日が続きます。議員各位におかれましては、お体に十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（川畑孝治） これをもちまして、第83回坂井地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

○事務局補佐（伊藤昭平） 御起立願います。一統、礼。

〔 一統起立・礼 〕

午後2時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員